

2016年9月1日
 一般社団法人 日本非破壊検査協会
 認証事業本部

通常資格 (MT2、PT2) から限定資格 (MY2、PD2) への 書き替え追加実施のご案内 (その1)

2016年2月1日から4月22日の間で通常資格 (MT2、PT2) から限定資格 (MY2、PD2) への書き替え申請を受け付け、2016年6月1日を持って書き替え措置を終了致しました[(OA7) 通常資格 (MT2、PT2) から限定資格 (MY2、PD2) への書き替えについて(2016年1月5日 掲載)参照]。

しかし、その後も限定資格への書き替え要望が寄せられましたので、JIS Z 2305:2013に基づく再認証試験が開始される前に書き替え措置を追加実施することとします。

今回は最後の措置となりますので、書き替えを希望される方は、この機会に必ず申請をするようにしてください。

なお、資格証明書の有効期限ごとの具体的な書き替えの日程等につきましては、2016年10月1日(予定)に改めてホームページでご案内致します。

※有効期限 2017年9月30日(発効日から10年目)のMT2及びPT2資格保持者については、再認証試験受験申請書と一緒にご案内しています。

<注意事項>

- ・一度 通常資格 (MT2、PT2) から限定資格 (MY2、PD2) に書き替えますと、再び 限定資格から通常資格に戻すことはできません。
- ・MT3 及び PT3 を受験するためには、MT2 及び PT2 資格保持が必須です。限定資格へ書き替えを行なうと MT3 及び PT3 の受験資格がなくなります。
- ・書き替えは、資格情報の NDT 方法だけが書きかわります。NDT 方法以外の認証番号や有効期間等は書き替え前の情報が継承されます。よって、書き替え後は書き替え前の通常資格が存在しなかったこととなります。

1. 対象とする資格の移行

書き替え前の通常資格	⇒	書き替え後の限定資格
磁粉 (磁気) 探傷試験レベル 2 (MT2)	⇒	極間法磁粉 (磁気) 探傷検査レベル 2 (MY2)
浸透探傷試験レベル 2 (PT2)	⇒	溶剤除去性浸透探傷検査レベル 2 (PD2)

*MT2 と MY2 の資格を両方とも保持している方、PT2 と PD2 の資格を両方とも保持している方は申請を受け付けることはできません。

2. 書き替え手続き料金

3, 240円 (税込み)

以上